

改正フロン回収破壊法説明会の開催について（お知らせ）

平成20年8月12日

各 位

埼玉県環境部青空再生課

有限責任中間法人フロン回収推進産業協議会

本県環境行政の推進に日ごろ格別な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、業務用冷凍冷蔵庫や業務用空調機器からのフロン回収を定めた、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）が改正され、昨年10月1日から施行されました。

この改正により、機器の廃棄等実施者（機器の所有者）をはじめ、設備業者や建築物の解体工事元請業者などに新たに法律上の義務が加わりました。

つきましては、改正フロン回収破壊法説明会を下記のとおり開催しますので、参加を希望される方は、別紙様式により**9月9日（火）**までにお申し込みください。

1 日 時

平成20年9月16日（火）14時から16時まで（開場 13時）

2 場 所

埼玉会館小ホール（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4 浦和駅西口下車 徒歩6分）

電話048-829-2471



公共交通機関を御利用ください。

3 定 員

500人（申込み順）

4 内 容

- (1) 改正フロン回収破壊法の概要について
 - (2) 行程管理票について
- 有限責任中間法人フロン回収推進産業協議会
(INFREP)

5 申込み方法

別紙様式（裏面）により当課担当までFAX（048-830-4771）でお申し込みください。

※このお知らせのほか、業界団体から開催のお知らせが届く場合がありますが、ご了承ください。

問い合わせ先 埼玉県環境部青空再生課 規制担当 電話 048-830-3058

フロンとは

フッ素と炭素の化合物で、業務用冷凍冷蔵庫やエアコンなどの冷媒として活用されております。オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質の一つであることから、地球環境を守るために使用済機器等からのフロン回収が重要です。

改正フロン回収破壊法説明会申込書

(申込期限：9月9日(火))

平成 年 月 日

埼玉県環境部青空再生課規制担当 行き

(FAX 048-830-4771)

改正フロン回収破壊法説明会に下記のとおり参加を申込みます。

| | |
|-----------------|--|
| 事業所所在地 | |
| 事業所名称 | |
| (ふりがな) 参加者氏名 | |
| 連絡先TEL | |
| 連絡先FAX | |

※申込書に記入の上、担当までFAX(048-830-4771)でお申込みください。

※参加を受け付けた場合、受付票の発送その他の連絡はいたしませんので、本申込書を持参の上、直接会場にお越しくください。

※申込者が多数の場合は、参加をお断りする場合があります。(その場合、当課から事前に連絡します。)